

## 歯科衛生士・歯科技工士確保推進事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、県内の歯科衛生士・歯科技工士の確保を図るため、課題解決に向けた協議や離職した歯科衛生士等の復職支援を行い、在宅や診療所等における安全かつ質の高い歯科医療・口腔ケアの安定的な提供を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、知事が適当と認める者とする。

### (事業内容)

第3条 本事業の内容は、以下の事業とする。

(1) 歯科衛生士の復職支援研修

離職した歯科衛生士の復職支援や復職後のフォローアップのための研修を行う。

(2) 歯科技工士の復職支援研修

離職した歯科技工士の復職支援や復職後のフォローアップのための研修を行う。

(3) 地域相談会

復職に関する不安を解消するため、歯科診療所等の地域で活動する歯科衛生士や歯科技工士との情報交換を行うなど、復職を支援するための相談会を開催する。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。